

重要事項説明書

令和6年 4月 1日現在

1. 事業の目的及び運営の方針

- (一) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき高齢者が自立した生活が送れるよう介護相談を行い、居宅サービス計画を作成し支援を行うことを目的としています。
- (二) 運営方針 利用者様、家族様の立場に立ちその選択に基づき、適切なサービスが総合的、効率的に提供されるよう配慮し、業務を行います。

2. 事業所の指定事業所番号及び通常の事業の実施地域

事業所名	まごころ滋賀居宅介護支援事業所
介護保険指定	2570104717
所在地	滋賀県大津市勸学2丁目4番1号
T E L ・ F A X	TEL077-527-3078 FAX077-510-7503
E - m a i l	Oda-katsumi@magokoro-ie.net
サービスを提供する地域	大津市・草津市・京都市山科区

＊上記の地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

3. 事業所の職員体制

区分	常勤	非常勤	主な職種内容
管理者 (主任介護支援 専門員)	1名		ケアマネジメント業務の総括・代表 従業員の管理・教育・指導
介護支援専門員	1名	2名	ケアマネジメント業務の企画調整実施

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土、日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分 ～ 午後5時30分

＊上記営業日時以外は、緊急時に備えて24時間連絡体制を確保しております。
また、必要に応じてご相談に応じることが可能です。

5. 課題分析の方式

MDS－HC 方式、居宅サービスガイドライン方式等により行います。

6. 介護サービスの提供方法及び内容

- ① サービス計画作成 ・ 各サービス事業者との調整 ・ サービス実施状況と課題の把握

サービス利用票、提供票の作成・居宅訪問によるアセスメント・モニタリング
(原則月1回以上居宅を訪問して行います)・サービス担当者会議の開催・給付管理

② テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う場合、以下の要件を全て満たすこととします。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通が出来ること(家族のサポートがある場合を含む)。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

③ 要介護認定の援助、代行申請・相談受付、対応

7. 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

(1)利用者様、家族様は「居宅サービス計画」の作成に際し、利用するサービスごとに複数の事業所の紹介を求めること、また、当該事業所を「居宅サービス計画」に位置付けた理由を求めることが可能です。

(2)当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況につきましては別紙にてご説明いたします。

(3)利用者様、家族様にお渡しした「サービス利用票」に変更がある場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡下さい。サービス利用票と異なる事業者からサービスを受けたい場合や、サービス内容を変更したい場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください。

(4)もし、被保険者資格を喪失した場合や要介護状態区分に変更があった場合、現在お持ちの被保険者証の記載内容に変更がある場合は、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。

8. 居宅サービス計画の作成以外に提供できるサービスの内容

当事業所では、「居宅サービス計画」の作成以外に、利用者様のご依頼に基づき、次のサービスを提供することができますので、お気軽にご相談ください。

(1)ご依頼に基づき、市町村の窓口にて、要介護認定の申請(新規・変更・更新)を代行します。ただし、代行にあたっては、手続き上、利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。

(2)ご依頼に基づき、市町村の窓口へ、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を利用者様の代わりにお届けします。ただし、代行にあたっては、手続き上、利用者様の被保険者証をお預かりすることになります。

(3)その他、介護保険制度に関するご相談に応じます。

9. 居宅介護支援の利用料金

(1)サービス計画等の利用料

居宅サービス計画書作成その他、介護支援専門員が行う業務にかかる料金は、厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、介護保険から給付されるもの(法定代理受領サービス)については費用の負担はありません。

(基本報酬額) 要介護1～2・・・11,620 円 要介護3～5・・・15,097 円

下記のいずれかに該当した場合は、基本単位数の5割(2カ月目から10割)を減算する運営

基準減算が適用となります。

- 1) 居宅サービス計画を新規作成及びその変更を行なうにあたり、次のいずれかに該当した場合
 - ① 利用者様の居宅を訪問して面接を行っていない場合
 - ② サービス担当者会議を開催していない場合
 - ④ 居宅サービス計画原案の内容について、利用者様やそのご家族に説明し、文書による同意を得ていない場合
 - ⑤ 居宅サービス計画を利用者様及びサービス担当者に交付していない場合
 - ⑥ 解決すべき課題の把握(アセスメント)にあたり、利用者様の居宅を訪問し、面接の内容を記録していない場合
- 2) 居宅サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)に関して、次のいずれかに該当した場合
 - ① 1か月に1回利用者様の居宅を訪問し、面接を行っていない場合
 - ② モニタリングの結果を、1か月以上記録していない場合
- 3) 更新認定・変更認定にあたり、サービス担当者会議(やむを得ない場合の意見照会を含む)を行っていない場合
- 4) 利用者様やその家族様に対し、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について次の説明を行わなかった場合
 - ① 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
 - ② 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であること

(以下の加算は給付要件を満たす場合にのみ算定いたします。)

区 分	加 算 単 位	算 定 要 件
初 回 加 算	3,210 円／月	次の事由に該当した場合で居宅サービス計画を作成する場合 ①新規 ②要支援者が要介護認定を受けた場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合
入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算Ⅰ 2,675 円／月 (2) 入院時情報連携加算Ⅱ 2,140 円／月	(1) 入院時情報連携加算Ⅰ 利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合はその翌日を含む。 (2) 入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が病院または診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

退 院 ・ 退 所 加 算	(1) 連携 1 回カンファレンス無し 4,815 円／月 連携 1 回カンファレンス有り 6,420 円／月 (2)連携 2 回カンファレンス無し 6,420 円／月 連携 2 回 1 回以上カンファレンスあり 8,025 円／月 (3)連携 3 回 1 回以上カンファレンスあり 9,630 円／月	退院・退所にあたり介護支援専門員が、病院、診療所または施設等の職員との面談及びカンファレンス参加により利用者様に関する必要な情報を得たうえで、ケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140 円／回	病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師等と共に利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 ※1か月に2回を限度として算定可能。
通院時情報連携加算	535 円／月	利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うこと。 ※利用者1人に対し、月1回の算定が可能。
ターミナルケアマネジメント加算	4,280 円／月	居宅介護支援を受けていた利用者様が、末期の悪性腫瘍であって在宅で死亡された場合(在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡された場合を含む) ・利用者様またはその家族様の同意を得たうえで死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ利用者様の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者様への支援を実施した場合 ・訪問により把握した利用者様の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者への提供を行った場合
同一建物減算	所定単位数の 95%を算定	・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一建物に 20 人以上居住する建物(上記を除く)に居住する利用者

(2) 交通費

通常の事業の実施地域内であれば交通費は発生しません。

しかし、前項の利用料のほか、利用者様の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者にご負担いただくことになります。

その場合の交通費は、1kmあたり100円を請求させていただきます。

(通常の事業実施地域を越えた地点から居宅までの計算となります。)

(3) 償還払い

利用者様の保険料滞納等により償還払いとなる場合には、一旦全額負担が必要となります。その場合、当事業所は払い戻しを受けるために必要となる指定居宅介護支援提供証明書の交付をさせていただきます。

10. 事故が発生した場合の対応

居宅介護支援の提供時に、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市区町村及びご家族にご連絡するとともに、必要な処置を講じます。

11. 秘密の保持

「居宅サービス計画」を作成する中で知り得た利用者様や家族様の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。尚、介護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、サービス事業者を利用者様や家族様の情報を提供することがありますが、その場合には、事前に文書でご了解をいただきます。

12. サービス内容に関する苦情

- (1) 利用者様に提供した居宅介護支援に関するご相談や苦情、及び「居宅サービス計画」に基づいて提供した介護サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡ください。迅速に対応します。

相談窓口 (電話番号) 077-527-3078 (FAX 番号) 077-510-7503

(担当者) 小田 勝己、前川 貴志

- (2) 利用者様は、当事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

・滋賀県国民健康保険団体連合会

所在地 〒520-0043 滋賀県大津市中央4丁目5番9号

電話番号 077-510-6605 FAX:077-510-6606

受付時間 9:00 ～ 17:00

・京都府国民健康保険団体連合会

所在地 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内

電話番号 075-354-9011 FAX:075-354-9099

受付時間 9:00 ～ 17:00

・(大津エリア) 大津市役所介護保険課

所在地 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3 番 1.号

電話番号 077-528-2753

受付時間 9:00 ～ 17:00

・(草津エリア) 草津市役所介護保険課

所在地 〒525-8588 滋賀県草津市草津3丁目13番30番

電話番号 077-561-2369

受付時間 8:30 ～ 17:15

・(山科エリア) 山科区役所健康福祉部健康長寿推進課

所在地 〒607-8511 京都市山科区柳辻池尻町14-2

電話番号 075-592-3290

受付時間 8:30 ～ 17:00

13. 人権への配慮

事業所は、常に利用者様及び家族様の人権の擁護・虐待防止等のため、「虐待防止委員会」を設置します。責任者、担当者の設置、指針の整備、研修の実施を通して職員に周知徹底するよう努めます。

14. 身体的拘束等の適正化の推進

事業所は、利用者の身体拘束等の適正化のため、委員会及び責任者を配置する等必要な体制の整備を行うと共に、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

15. 感染症、非常災害等発生時の対応

事業所は、感染症、非常災害等の発生の際にその事業所を継続することができるよう、業務継続計画(BCP)の策定ならびに「感染症対策委員会」を設置しそれぞれ責任者、担当者を選任、定期的な研修、訓練を実施します。また定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

16. 暴力団の排除

指定介護保険を運営する法人の役員及び指定居宅介護支援事業所の管理者その他の従業員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員を言う。)であってはならず、またその運営について、暴力団員の支配を受けてはならないことを市に対し誓約・承認し「暴力団等の排除に係る誓約書兼承認書」の提出を行います。

以上、まごころ滋賀居宅介護支援事業所が提供する居宅介護支援サービスについて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

株式会社 まごころ
まごころ滋賀居宅介護支援事業所

説 明 者 _____

上記の通り居宅介護支援サービスの重要事項について説明を受け、これに同意します。

本 人

住 所 _____

氏 名 _____

家 族

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

(※本人との関係: _____)